

ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例改正（案）

1. 条例改正の目的

この条例は、工場立地法（昭和49年3月施行）の規定による工場敷地内の土地利用の制限を緩和することで、既存工場の増改築・設備更新・新規立地を促進するとともに、工場の市外転出を防止し、本市産業の振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的とします。

2. 工場立地法について

（1）規制の対象となる工場（特定工場）

対象業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光を除く。）

対象規模：敷地面積9,000㎡以上又は工場の建設面積3,000㎡以上

（2）緑地面積率等の規定（敷地面積に対する割合）

区域	環境施設面積率	うち緑地面積率
全区域	25%以上	20%以上

3. 市による独自の規定

平成23年の法改正により、国が定める基準に代えて、工場立地法に基づく告示に規定する区域の区分（第1種区域～第4種区域）ごとに定められた基準の範囲内で、市が独自に緑地面積率等の準則を条例（以下「市準則」という。）で定めることが可能となっています。

【国の定める範囲】

区域	環境施設面積率	うち緑地面積率
第1種区域 （住居・商業）	25%～35%	20%～30%
第2種区域 （準工業）	15%～30%	10%～25%
第3種区域 （工業・工業専用）	10%～25%	5%～20%
第4種区域 （市街化調整区域等）	10%～30%	5%～25%

4. 条例改正の背景について

工場立地法では、特定工場において、敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合等（以下「法準則」という。）が規定されていますが、この法準則に代えて、市準則を定めることが可能になっています。法準則が施行された昭和49年当時と比較して、大気汚染防止法や騒音規制法等の環境規制体系の整備や企業の環境配慮に対する意識の高まり、周辺環境への影響を低減する技術の進歩といった社会状況の変化によって環境負荷が大幅に改善されています。

また、製造業では、今後、老朽化した工場の建て替えやデジタルトランスフォーメーション・グリーントランスフォーメーション、働き方改革等に対応する増築や設備投資が必要になります。しかし、緑地面積率等の基準によって大幅な設備投資が難しい状況であり、こうした状況が続くと、企業の競争力低下をもたらすだけでなく、最終的には、工場の市外移転を検討する企業が出てくるなど地域経済や雇用への影響をもたらす可能性があります。さらに、市外から企業を誘致する上でも、既に緑地面積率等の緩和されている市町村と比較すると、立地の優位性が低くなる可能性があります。

本市において製造業は、主要な産業のひとつであり、従業員数と売上高・付加価値額は市内産業で最も多く、市内の経済や雇用に大きく貢献しています。

そこで、緑地面積率等を緩和し、工場敷地の活用できる面積を増やすことにより、既存工場の増築及び新規立地を促進するとともに企業の市外転出の防止を図るため、工場立地法第4条の2第2項の規定により市準則を改正し、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に限定して緑地面積率等を緩和するものです。

5. 近隣自治体における緑地面積率等の緩和状況

平成23年の法改正以降、全国の多くの自治体でも緑地面積率等の緩和を進めており、本市の近隣自治体においても、緩和がされています。

【県内自治体における緑地面積率等の緩和状況】

自治体名	緑地面積率	環境施設面積率	自治体名	緑地面積率	環境施設面積率
北茨城市	5%	10%	大子町	5%	10%
笠間市	5~10%	10~15%	土浦市	10~15%	15~20%
鹿嶋市	5%	10%	石岡市	5%	10%
古河市	5~10%	10~15%	結城市	5%	10%
下妻市	5%	10%	龍ヶ崎市	5~10%	10~15%
筑西市	5~10%	10~15%	常総市	5~10%	10~15%
那珂市	10%	15%	牛久市	5%	10%
日立市	10%	15%	潮来市	5~15%	10~20%
稲敷市	5%	10%	かすみがうら市	5~10%	10~15%
桜川市	5~10%	10~15%	つくばみらい市	5%	10%
神栖市	10%	15%	美浦村	5%	10%
行方市	5~10%	10~15%	阿見町	10~15%	15~20%
小美玉市	5~15%	10~20%	八千代町	5%	10%
高萩市	5~10%	10~15%	五霞町	5%	10%
茨城町	10%	15%	境町	5~10%	10~15%

6. 条例改正（案）の内容

（1）緑地面積率等の緩和

市内の特定工場の立地状況、近隣自治体の準則制定状況を踏まえ、工業専用地域、工業地域及び準工業地域について、以下のとおり緑地面積率等を緩和します。

	【改正前】			【改正後】	
	環境施設	うち緑地		環境施設	うち緑地
工業専用地域（常陸那珂工業団地、臨港地区、山崎工業団地）	15%以上	10%以上	➔	10%以上	5%以上
工業専用地域（勝田第1工業団地、勝田第2工業団地、勝田駅西口周辺地区、勝田駅東口周辺地区、水産加工団地）、工業地域（那珂湊漁港周辺地区）	20%以上	15%以上		15%以上	10%以上
準工業地域（ひたちなか地区のうち常陸那珂有料道路以西の地域）	20%以上	15%以上		15%以上	10%以上

※工業地域、準工業地域内であっても住宅が混在する区域などは緩和しません。

（2）周辺地域の生活環境へ配慮する規定を追加

（周辺地域の生活環境への配慮）

この条例の規定が適用される特定工場について法の規定による届出を行う者は、その届出を行うに当たっては、当該特定工場の周辺地域に係る生活環境への配慮を示すよう努めなければならない。

意見の提出方法

○募集期間 8月25日（日）～9月25日（水）

○資料の閲覧 市ホームページ、商工振興課、那珂湊支所、各コミセン等

○意見等を提出できる方

市内に在住・通勤・通学する方、市内に事務所・事業所を有する方

○意見提出の際の留意事項

住所、氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入してください。記載されていない場合は、意見として取り扱わない場合があります。

○意見の提出先

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号 商工振興課

FAX 276-3072

Eメール shokou@city.hitachinaka.lg.jp

問合せ 商工振興課 内線1341